

## 平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業 公募要領

### 1. はじめに

平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、「地域循環圏」の形成の取組を拡充・発展させ、全国各地において地域循環圏づくりを具体化させていくことの必要性が明記されました。この「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方に基づいて構築される地域のことを指します。

地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりについては、それぞれの地域の文化等の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、また、エネルギー源としての活用も視野に入れて、循環資源をその種類に応じて適正な規模で循環させることができる仕組み作りを進め、地域循環圏の構築事例を積み重ねていくことが重要です。

このため、環境省では、地域における具体的な地域循環圏形成計画の策定を促進することとし、今年度の実施団体を以下のとおり公募します。

なお、地域循環圏に関する基本的事項、地域循環圏の事例等については、以下のサイトを参照してください。

地域循環圏について：

[http://www.env.go.jp/recycle/circul/area\\_cases.html](http://www.env.go.jp/recycle/circul/area_cases.html)

地域循環圏形成推進ガイドライン：

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=20424&hou\\_id=15533](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20424&hou_id=15533)

### 2. 公募対象事業

#### (1) 事業の内容

モデル事業では、地域の住民、関係事業者、地方自治体等の、地域コミュニティを形成する関係者が参画する協議会等による地域循環圏づくりを実施していただきます。

本事業で実施していただくこと及び留意点は次の①～⑥のとおりです。

- ① 一定の地域（市町村域等）を 1 箇所程度選定して、環境負荷削減効果が高く、かつ、循環資源の収集、運搬、資源化、利活用等を自立的、持続的に行うことを目的とした仕組みを盛り込んだ地域循環圏形成計画を策定又は改訂すること。

（地域循環圏形成計画の例は、上記ガイドライン P 67～73、P 80～81 及び P 90～92 を参考にしてください。）

- ② 地域循環圏形成計画の策定・改訂に当たっては、例えば地域における循環資源の賦存量や物質フロー、地域の廃棄物処理施設の状況、地域で行われている既存の類似事業の調査・分析、関連する地域コミュニティの活動状況との関連付け等、事業実施前の地域の状況及び事業実施後の変化（効果）を定量的に把握、分析すること。

また、その際は、④において設置する協議会に参画する学術経験者のほか、国立環境研究所の研究者等協議会以外の専門家の意見も聴くこと。

- ③ 対象とする取組は、上記ガイドラインに記載された類型のうち、里地里山里海地域循環圏又は都市・近郊地域循環圏のいずれかに該当するものであることとする。
- ④ 本事業を実施するため、③の主体が参画する協議会を設置すること。当該協議会の構成員は、本事業実施地域に関連のある地方自治体、事業者及び学術経験者の3者をすべて含むこととする。  
なお、既存の取組成果を基に本事業を実施しようとする場合、協議会の構成員は、既存の取組を行っている関係者すべてである必要はないものとする。
- ⑤ 協議会等における検討経緯、実証実験の結果や分析、地域循環圏形成計画を策定する意義等について、セミナーや事業成果報告会の開催等により、地域の行政担当者、事業者、住民等に発信をし、循環資源利用の意義の理解、参加・参画意欲の向上等に役立てること。
- ⑥ 別途環境省が実施する「平成26年度地域循環圏形成モデル事業等推進業務」において設置する検討会において、事業の進捗状況を発表し、かつ、地域循環圏づくりについての経験を共有することを通じて、同事業で実施することとしている事例集・ガイドラインの見直し等の作業に協力すること。

## (2) 事業実施者

事業実施者は、日本国において登記された法人であることを要件とします。

なお、事業実施の前に、関係地方自治体及び環境省地方環境事務所と事業骨子の相談をしてくださるようお願いします。

## 3. 対象経費

各事業のうち、環境省から経費を支出するのは、以下の①～③に示す内容のものとし、具体的な対象経費の費目とその内容については、【7 注意事項(2) 事業対象経費】を参照して下さい。

- ① 事業計画の策定に要する費用
- ② 事業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査又はシステム開発に要する費用
- ③ 事業の実施に当たり、必要となる広報に要する費用（会場設営費、資料印刷代等）

## 4. 事業費及び採択件数

事業費は、1事業あたり概ね300万円から700万円程度まで（税込）とします。採択件数は3～5件の予定です。

## 5. 選考について

### (1) 選考方法

有識者により構成される委員会において書類審査を行った後、ヒアリングによる審査を行い、採択事業を決定します。

## (2) 選考基準

選考は、下記の基準に基づいて行います。詳細は別添2の「平成26年度地域循環圏形成モデル事業評価基準表」を御覧下さい。

- ① 事業計画の具体性・妥当性
- ② 事業の実行可能性
- ③ 事業の新規性・モデル性
- ④ 地域循環圏形成による効果

## (3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡します。

- ※ 採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承下さい。
- ※ 採択された事業については、事業者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. 応募方法

### (1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351（内線6891）

### (2) 応募方法

別添1の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部、複本10部、添付資料2部）を同封し、上記宛先まで郵送（宅配便でも可）又は持参して下さい。

- ※ 応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 環境省地方環境事務所では応募書類を受け取りませんので、上記応募先までお送りください。

### (3) 受付期間

平成26年9月11日（木）～10月2日（木）17時必着

## 7. 注意事項

### (1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が採択者と請負契約する形態となります。契約金額については、事業終了後の一括支払いとなります（前払い、中間払いはありません）。

1事業あたり概ね300万円から700万円まで（税込）を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定します。

また、選考委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合があります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

## (2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。なお、支援対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。

見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象となりますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれにあたる。
旅費	本作業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品、文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。リース可能なものはリースにより対応する。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用量等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上して下さい。
試験分析費	廃棄物等の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。

## (3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がありますので、御了知下さい。
- ③ 事業の進捗に応じ、環境省が開催する検討会への出席及び報告が求められる場合がありますので、御了知下さい。特に、上記「平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業等推進業務」において設置することとしている検討会の実施のため、採択された事業の実施者は、同事業の請負業者の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報

告、資料の作成、会議への出席等に協力していただきます。

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2)（＊著作物の内容を改変する必要がある場合）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 10. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。  
また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

[http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web\\_gl/](http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/)

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(4) 平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業を行うに当たって、応募者は、必要に応じて平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することが可能です。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整するものとします。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止です。また、閲覧を希望する資料であっても、平成 26 年度地域循環圏形成モデル事業における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合があります。

連絡先：環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6891)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針 190 頁、表 3 参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針 191 頁、表 4 参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
  - ①環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
  - ②法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
  - ・丸数字は使用不可。「°C」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
  - ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` `」→「' '」、「-」→「-」
  - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
  - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

## 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎(2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2010 以下)
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2010 以下)
  - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式(\*環境省職員端末(オフィス 2010 を導入)以外でもデータを利用する場合は、Word2003、Excel2003 バージョン以下とすることを推奨します。)
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添2)

平成26年度地域循環圏形成モデル事業評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分(係数)
① 事業計画の具体性・妥当性	提案された事業が資源を循環させるスキームとして具体的かつ妥当なものか。	25(5)
② 事業の実行可能性	地方自治体、住民など参画する主体間の連携が確保されており、事業に実行可能性はあるか。	25(5)
③ 事業の新規性・モデル性	事業の内容に新規性があり、かつ、提案された事業スキームが他地域への波及を見込めるものであるか。	25(5)
④ 地域循環圏形成による効果	地域循環によって、未利用資源の有効活用、CO <sub>2</sub> の削減等の環境負荷削減効果、経済効果、参画する住民の環境意識の向上等が見込まれるか。	25(5)
合計		100
採点は各項目につき、優：5点、良：3点、可：1点、不可：0点の4段階評価とし、各項目の点数に乗じて得点を算出する。満点は100点とする。		